

定期報告を要する特殊建築物等及び建築設備等

(1) 特殊建築物等

用途	特殊建築物等	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 m^2 又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと 平成29年 7月～10月
2 観覧場（注6）、公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 200 m^2	
3 病院、診療所（注7）、老人ホーム又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₀ （注3） \geq 300 m^2	
4 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2	3年ごと 平成30年 7月～10月
5 下宿、共同住宅又は寄宿舎	F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100 m^2 （Aは6F以上）	
5 共同住宅又は寄宿舎 （サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る）	地階・F \geq 3（注1）又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2	
6 学校	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2	3年ごと 平成31年 7月～10月
7 体育館、博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2 又は A ₁ （注4） \geq 2,000 m^2 （学校に付属するものについては A $>$ 2,000 m^2 ）	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 500 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 500 m^2	
9 事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 m^2 を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・ $F \geq 3$: 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A_0 : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4) A_1 : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5) A_2 : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
二 助産所
三 盲導犬訓練施設
四 救護施設、更正施設
五 老人短期入所施設等
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
七 母子保健施設
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ²	
3	病院、診療所（注5）、老人ホーム 又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ホール 場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ²	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ²	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m ² を超える建築物に限る】	
<p>（注1）地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。</p> <p>（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3） 建築設備 : [換気設備] 法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第16項の規定するダンパーで温度ヒューズホルダー又は熱感知器若しくは煙感知器と連動して自動的に閉鎖するものを設けた換気設備に限る。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途		防火設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	「(1) 特殊建築物等」	国が指定する建築物に設けるもの（注1）	毎年 7月～10月 ※初回は、 平成30年 7月～10月
2	病院、診療所（注4） 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（注5）	A（注2） $\geq 200\text{m}^2$	

（注1）国が指定する建築物に設けるもの：政令第16条第3項2号に定めるもの
（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
（注3）防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）
（注4）診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
（注5）高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
三 助産所
四 盲導犬訓練施設
五 救護施設、更正施設
六 老人短期入所施設等
七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
八 母子保健施設
九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。